

賃金不払残業に係る是正支払の状況

1 対象事案

平成21年4月から平成22年3月までの間に、定期監督及び申告に基づく監督等を行い、その是正を指導した結果、不払になっていた割増賃金の支払が行われたもののうち、その支払額が1企業当たり合計100万円以上となったもの。

2 割増賃金の是正支払の状況

是正企業数は 1,221 企業、対象労働者数は 111,889 人、支払われた割増賃金の合計額は 116 億 298 万円 である。企業平均では950万円、労働者平均では10万円である(表1)。

そのうち、1企業当たり1,000万円以上の割増賃金の支払が行われた事案をみると、是正企業数は 162 企業 (全体の13.3%)、対象労働者数は 55,361 人 (全体の49.5%)、支払われた割増賃金の合計額は 85 億 1,174 万円 (全体の73.4%) である。企業平均では5,254万円、労働者平均では15万円である(表2)。

3 業種別等の状況

企業数、対象労働者数、支払われた割増賃金額の全てにおいて製造業が最も多くなっている。

1企業での最高支払額は、12 億 4,206 万円 (飲食店) で、次いで 11 億 561 万円 (銀行・信託業)、5 億 3,913 万円 (病院) の順である。

<参考>

○ 平成13年4月から平成21年3月までの8年間における状況

支払われた割増賃金額の企業平均は1,467万円、労働者平均は13万円である(表3)。

そのうち、1企業当たり1,000万円以上の割増賃金の支払が行われた事案をみると、企業平均は6,675万円、労働者平均は16万円である(表4)。